

長野市空き家バンク登録促進等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、空き家バンクの登録の促進及び空き家バンクに登録された物件の流通の促進により市内への移住及び定住の促進を図り、もって地域の活性化に資するため、空き家バンクの登録の促進に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 長野市空き家バンク事業実施要綱（平成27年長野市告示第695号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家バンク要綱第2第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (3) 所有者等 空き家バンク要綱第2第2号に規定する所有者等のうち個人であるものをいう。
- (4) 登録空き家 空き家バンクに登録されている空き家をいう（移住者が居住を開始したことにより、空き家バンクに登録されている空き家でなくなった家屋を含む。）。
- (5) 移住者 この要綱に基づく補助金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）において次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 現に長野県外に居住し、かつ、申請日以前2年間において長野県内に居住したことがない者
 - イ 現に本市に居住している者で、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - (ア) 本市に転入した日（(イ)において「転入日」という。）以前2年間において長野県内に居住したことがないこと。
 - (イ) 転入日から申請日までの期間が2年以内であること。
- (6) 物件登録者 空き家バンク要綱第3第4項の規定による通知を受けた者をいう。
- (7) 購入者 登録空き家を購入する移住者をいう。
- (8) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。
- (9) 空き家バンク登録促進等事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 登録促進事業 空き家バンク要綱の規定に基づき空き家バンクに登録するため、市内に事務所又は事業所を有する事業者に行わせる空き家の清掃及び仏壇、家具その他居住に当たり支障となる物（以下「家財道具等」という。）の処分（処分に係る運搬を含む。以下「処分等」という。）を実施する事業
 - イ 売買成約促進事業 売買契約に基づく登録空き家の売却及び購入並びに不動産登記を実施する事業

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 所有者等で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 空き家バンク要綱第3第1項の規定により空き家に関する情報の登録を申し込む者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

ウ 市町村民税（特別区民税を含む。）、固定資産税又は軽自動車税（以下「市税」という。）に未納がないこと。

(2) 物件登録者及び購入者又はそのいずれかの者であって、前号イ及びウに掲げる要件を満たすもので、かつ、物件登録者と購入者とが3親等内の親族でないこと。

（対象事業）

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 第3第1号の交付対象者が実施する登録促進事業

(2) 第3第2号の交付対象者が実施する売買成約促進事業

（対象経費及び補助率等）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について国若しくは県の補助金等又はこの要綱による補助金以外の市の補助金等（以下この項において「国等の補助金等」という。）の交付を受けるときは、当該国等の補助金等の対象となる経費については、前項の規定による対象経費から控除するものとする。

3 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（重複支給の禁止）

第6 この要綱の規定に基づく補助金の交付の決定を受けて補助事業を実施した家屋については、次に掲げる場合を除き、重ねてこの要綱の規定に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 当該家屋について登録促進事業の補助金の交付を受けた場合において、売買成約促進事業の補助金の交付を受けようとするとき。

(2) 当該家屋について物件登録者又は購入者のいずれかの一方の者がその負担した対象経費に係る売買成約促進事業の補助金の交付を受けた場合において、他の一方の者がその負担した対象経費に係る当該事業の補助金の交付を受けようとするとき。ただし、当該事業の補助金の交付を受けた購入者が物件登録者となった場合は、この限りでない。

（補助金の申請等）

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市空き家バンク登録促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。この場合において、売買成約促進事業

に係る補助金の交付の申請を行うことができる期間は、登録空き家の売買契約を締結してから1年を経過するまでの期間とする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市税の納付確認に関する同意書（様式第2号）
 - (2) 第3第1号ウの要件を満たすことを確認するために市長が必要と認める書類
 - (3) 登録促進事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 処分等に係る経費の見積書
 - イ 処分等を行う前の写真
 - ウ 空き家バンク登録申込誓約書（様式第3号）
 - (4) 売買成約促進事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 仲介手数料の見積書の写し
 - イ 売買契約書の写し
 - ウ 不動産登記をする場合は、それに要する費用の見積書の写し
 - エ 購入者及び購入者と同居する者に係る住民票の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
（補助事業の内容の変更等）

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市空き家バンク登録促進等事業補助金変更承認申請書（様式第4号）
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市空き家バンク登録促進等事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- 2 補助事業の内容を変更しようとする者は、前項第1号の申請書に、変更しようとする内容を確認するため市長が必要と認める書類を添付するものとする。

（実績報告）

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市空き家バンク登録促進等事業補助金実績報告書（様式第6号）によるものとする。

- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 登録促進事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 処分等に係る経費の明細書及び領収書の写し
 - イ 処分等に係る作業中及び作業後の写真
 - (2) 売買成約促進事業にあつては、次に掲げる書類
 - ア 売買契約に係る仲介手数料の領収書の写し
 - イ 不動産登記をする場合は、不動産登記に係る手数料、委託料等の領収書の写し
 - ウ 補助事業に係る家屋及びその敷地に係る登記事項証明書
 - エ 購入者及び購入者と同居する者に係る本市へ転入した後の住民票の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早

い日とする。

(補助金の交付請求書)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市空き家バンク登録促進等事業補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の返還)

第11 規則第13条及び第14条に定めるもののほか、市長は、補助事業を完了した日の翌日から同日以後2年を経過する日までの間に、次のいずれかの事由が生じたときは、その交付決定を取り消し、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 補助事業(登録促進事業に限る。)に係る家屋が、次のいずれかに該当するとき。

ア 所有者等が補助事業に係る家屋を取り壊したとき。

イ 空き家バンク要綱第5第3項第4号又は第5号の規定により物件登録が抹消されたとき。

(2) 補助事業(売買成約促進事業に限る。)に係る購入者が市外へ転出したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和3年長野市告示第369号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 第11による補助金の交付決定の取消し、及び補助金の交付を受けた者に対する補助金の全部又は一部の返還を求める規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、第11に定める期間を経過する日までの限りにおいて、なおその効力を有する。

別表（第5関係）

事業区分	対象経費	補助率
登録促進事業	空き家の清掃（家屋内に限る。）及び家財道具等の処分等に要する経費。ただし、宗教的活動に係る行事に要する経費は除く。	対象経費に4分の3を乗じて得た額以内とし、15万円を限度とする。
売買成約促進事業	登録空き家の売買契約の締結の仲介手数料及び不動産登記及び相続登記をするために要する登記手数料並びに司法書士等の不動産登記をする資格を有する者への登記委託料	対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、5万円を限度とする。